

【長崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の長崎市独自基準】

- (1) 長崎市暴力団排除条例に基づき、暴力団を利することとならないよう、暴力団を排除する旨の規定を追加（第3条、第33条関係）
- (2) 居宅サービス計画上に被爆者援護サービスを位置付ける旨を追加（第16条関係）
- (3) 「記録の整備」の保存記録項目を一部追加するとともに、保存年限を一部延長（第32条関係）

その他の規定については、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（厚生労働省令）に基づいた内容

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 (平成十一厚生省令第三十八号)	長崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
<p>(新設)</p>	<p><u>(申請者の要件)</u> 第3条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、役員が長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（第33条において「暴力団員等」という。）でない法人とする。</p>
<p>(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)</p> <p><u>第十三条</u> 指定居宅介護支援の方針は、<u>第一条の二</u>に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p><u>一～三</u> (略)</p> <p><u>四</u> 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス（<u>法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。</u>）以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域</p>	<p>(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)</p> <p><u>第16条</u> 指定居宅介護支援の方針は、<u>第4条</u>に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p><u>(1)～(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス、福祉サービス若しくは<u>被爆者援護サービス</u>又は当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用</p>

<p>指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 (平成十一厚生省令第三十八号)</p>	<p>長崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例</p>
<p>の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。</p>	<p>も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。</p>
<p>(記録の整備)</p> <p>第二十九条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 第十三条第十二号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録</p> <p>二 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳</p> <p>イ 居宅サービス計画</p> <p>ロ 第十三条第七号に規定するアセスメントの結果の記録</p> <p>ハ 第十三条第九号に規定するサービス担当者会議等の記録</p> <p>ニ 第十三条第十三号に規定するモニタリングの結果の記録</p> <p>三 第十六条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>四 第二十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>五 第二十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第32条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 第16条第12号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録</p> <p>(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳</p> <p>ア 居宅サービス計画</p> <p>イ 第16条第7号に規定するアセスメントの結果の記録</p> <p>ウ 第16条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録</p> <p>エ 第16条第13号に規定するモニタリングの結果の記録</p> <p>(3) 第19条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 第30条第2項に規定する事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての記録</p> <p>3 前項の規定によるほか、指定居宅介護支援事業者は、居宅介護サービス計画費の支払を受けた日から5年間、当該居宅介護サービス計画</p>

<p>指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 (平成十一厚生省令第三十八号)</p>	<p>長崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例</p>
	<p><u>費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第2号に掲げる記録を保存しなければならない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(暴力団員等の排除)</u> 第33条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、暴力団員等であってはならない。 2 指定居宅介護支援事業者は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</p>